

第2次上野原市地域福祉計画

(令和3年度中間見直し)

第1章	計画策定の趣旨	1
1	地域福祉計画の目的	1
2	地域福祉とは	2
3	計画の位置づけ	3
4	計画期間	5
第2章	上野原市の地域福祉を取り巻く現状	6
1	人口・世帯状況などの動向	6
2	第2次計画の推進状況と課題	12
3	上野原市の地域福祉における課題	15
第3章	基本的な計画の考え方	23
1	計画の基本理念	23
2	基本目標	24
3	計画の体系	26
第4章	推進する施策	27
基本目標1	共に助け合う地域づくり	27
基本目標2	困りごとをつなぐネットワークづくり	30
基本目標3	福祉サービスの基盤づくりと権利擁護	33
基本目標4	安全・安心に暮らせる地域づくり	37
第5章	計画の推進	42
1	各種団体・行政の地域福祉への積極的な参加	42
2	地域福祉の推進・調整役	43
3	計画の周知	44
4	評価・進捗管理	44



計画策定の趣旨

1 地域福祉計画の目的

わが国では、少子高齢化や人口減少が進んでいる中、高齢者世帯や単身世帯の増加により、社会的孤立や、高齢の親と無職の50代の子が同居することによる問題（8050問題）、介護と育児に同時に直面する世帯（ダブルケア）、本来大人が担うと想定される家事や家族の世話を未成年者が行う（ヤングケアラー）、世帯全体が孤立している状態など人々の暮らしの中での課題は複雑化・多様化しています。

一方で、本格的な人口減少社会の到来、核家族化の急速な進行、社会構造の変化、人々の価値観や考え方、ライフスタイルの多様化等により、かつてあったような地縁・血縁・社縁や地域住民のつながりの希薄化が進んでいく中で地域社会との関わりを断ち、孤立して生活している人が増加しています。また、共働き世帯の増加や個人の価値観の変化、生活様式の多様化などにより、人と人とのつながりが希薄になる中で、地域における様々な活動や支援の担い手の確保が難しくなっています。さらに、令和元年度末から世界的に流行した新型コロナウイルス感染症による感染症防止対策のための「新しい生活様式」により、人との接触や関わり方が制限されるようになりました。

国においては、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて住民や多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがいを守り、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指すこととしています。

また、全世界的な目標であるSDGs達成のための国の取り組みも進められており、すべての人が安全で安心して暮らすことのできる「誰一人取り残さない」社会をつくることは、まさに地域福祉の目標でもあります。

そのような中で、地域の絆はより重要であり、地域コミュニティの活動の継続など、日常からの顔の見える関係づくりが必要とされています。

本市では、社会福祉協議会、民生委員及び児童委員等を中心に、高齢者や児童の見守り活動、ふれあい活動、ボランティア活動などの地域福祉活動が進められてきていますが、今後は、地域の絆はより重要となるため、地域コミュニティの活動の継続など、日常からのお互いの顔の見える関係づくりが必要とされています。

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくためには、行政の福祉制度によるサービスだけでなく、地域住民主体の地域福祉活動や地域、専門職、行政が垣根を越えて連携し、「うえのはら」で自立した生活を送ることができるよう、みんなで自分たちが住んでいるまちを暮らしやすくするための暮らし方や取り組みを進めていく必要があります。

本計画は平成29年3月に策定した「第2次上野原市地域福祉計画」が中間年度を迎えたことから、これからの地域のあり方や住民自治のあり方をデザインし、市民の主体的で実践的な活動につなげていくため、本市における地域福祉を取り巻く現状を踏まえ、多様化する課題に対応し、その内容を見直すものです。

2 地域福祉とは

近年までの「福祉」は障がいのある方、高齢者、貧困者などの何らかの支援が必要な人への援助と考えられてきました。しかし、現在の「福祉」は誰にとっても必要なこととしての福祉へと変わってきています。

福祉は「誰もが幸せに暮らすことができること」ですが、それを住み慣れた地域で実現するためには、法や制度で救う社会保障だけでなく、地域で暮らす人たち同士で支え合うことが欠かせません。官・民の専門職による制度サービスと、住民一人ひとりが主体となって行う多様な助け合いの活動をつなぐことが、地域福祉の役割です。

地域の福祉力を強化・活性化するためには、住民一人ひとりが「困っている人がいたら手助けしよう」「地域で支え合おう」という意識を持ち、行動することが大切です。

そのため、地域住民だけでなく、様々な活動をしている市民団体や地域組織、企業、行政などが、それぞれの役割をもって当事者として参加し、協働しながら、すべての人が人に役立つ喜びを大切に社会を構築していく「地域福祉」を推進することが必要です。

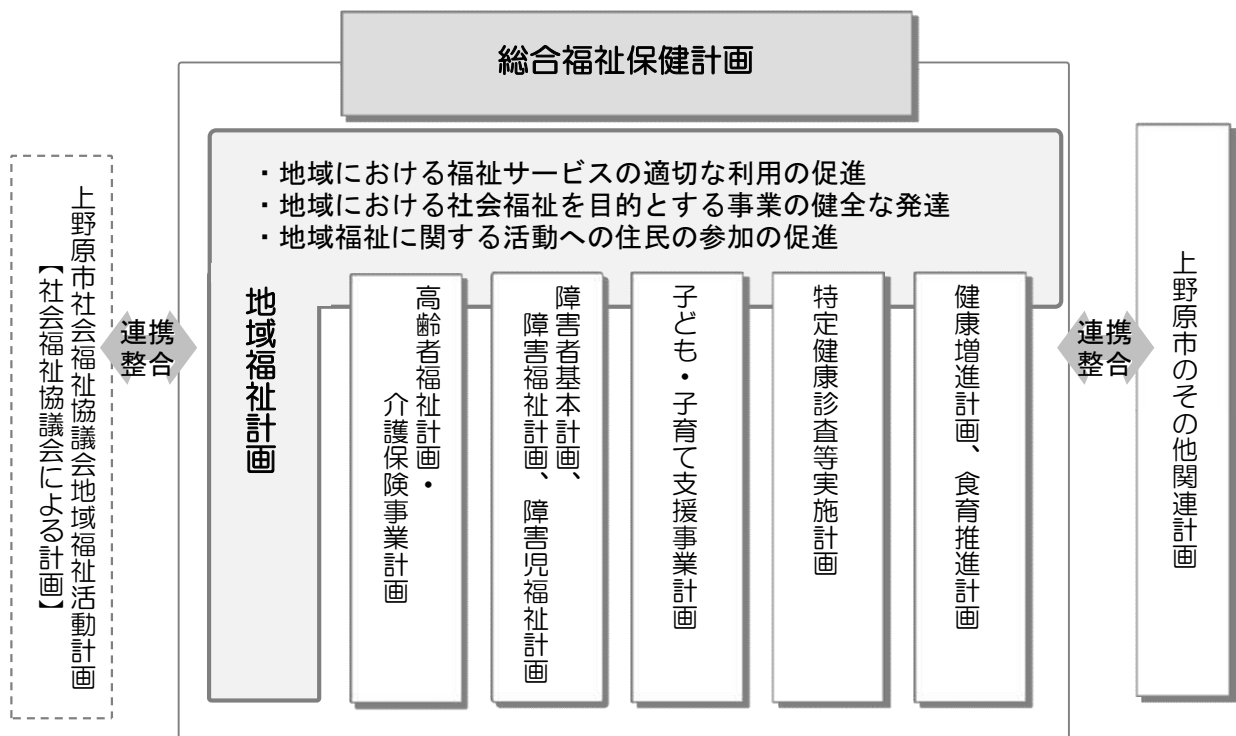
3 計画の位置づけ

「上野原市地域福祉計画」は、地域福祉を推進するための目標を定め、取り組みを体系化する基本計画としての性格を持っています。

支援を必要とする対象者ごとに策定された各計画に共通する地域福祉推進のための理念を相互につなぐとともに、各計画の施策が地域において、より効果的に展開されるよう推進する役割を担っています。

また、介護保険事業計画などの「保健福祉関連計画」に対して、地域の視点を反映させる計画であることから、関連計画との整合性を図ります。

さらに、「上野原市地域福祉計画」と「上野原市社会福祉協議会地域福祉活動計画」は、ともに地域福祉を推進していくという共通の理念を持っています。地域福祉計画が行政計画として、また地域福祉活動計画は住民活動計画として、地域福祉の推進を目指すものであることを考えると、両計画は「対」をなす計画といえ、この2つの計画を有効に結びつけ、地域福祉を進めるために、住民と行政、市社会福祉協議会などの協働により、ともに支え合う地域福祉社会の実現を目指しています。



地域福祉計画は、社会福祉法第 107 条に規定された行政計画で、同法第 4 条に規定された「地域福祉の推進」を目的として策定する計画と位置づけられています。

【参考】地域福祉計画関連条文（社会福祉法より抜粋）

（地域福祉の推進）

第 4 条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（市町村地域福祉計画）

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

また、社会福祉法第 106 条の 3 において、市民、地域・関係団体が地域の課題を捉えられるような地域づくりや様々な相談を受け止める場の整備、相談機関の協働・ネットワーク体制の整備などを通じ、包括的な支援体制を整備していくことが市町村の新たな努力義務とされています。

【参考】地域福祉計画関連条文（社会福祉法より抜粋）

（包括的な支援体制の整備）

第 106 条の 3 市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策
- 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策
- 三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

4 計画期間

計画の期間は平成 29 年度から令和 8 年度の 10 年間ですが、中間年度を迎えたことから、令和 3 年度に令和 4 年度から令和 8 年度の後期 5 年間の取り組み内容を見直すものです。

なお、国、県などの動向を踏まえ、また社会状況の変化や関連計画との調整を考慮して、必要に応じて見直しを行います。

19 年度	24 年度	28 年度	29 年度	30 年度	R1 年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度
第 1 次上野原市地域福祉計画					第 2 次上野原市地域福祉計画									



第 2 章

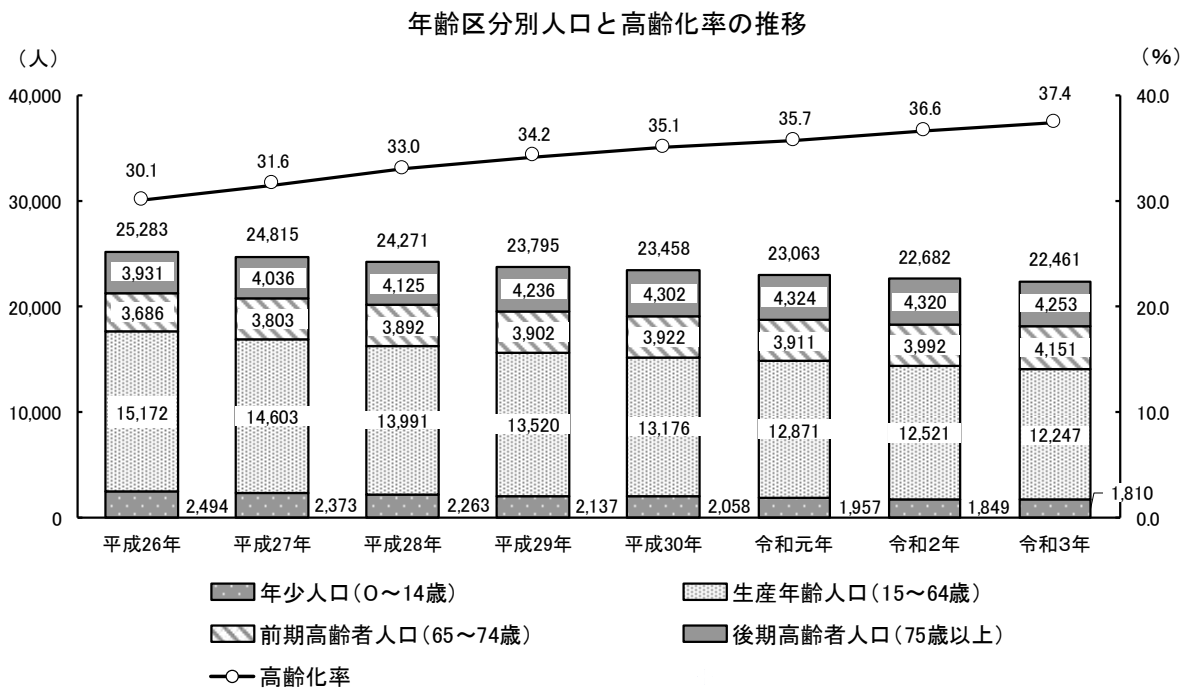
上野原市の地域福祉を取り巻く現状

1 人口・世帯状況などの動向

(1) 人口・世帯状況

① 年齢区分別人口と高齢化率

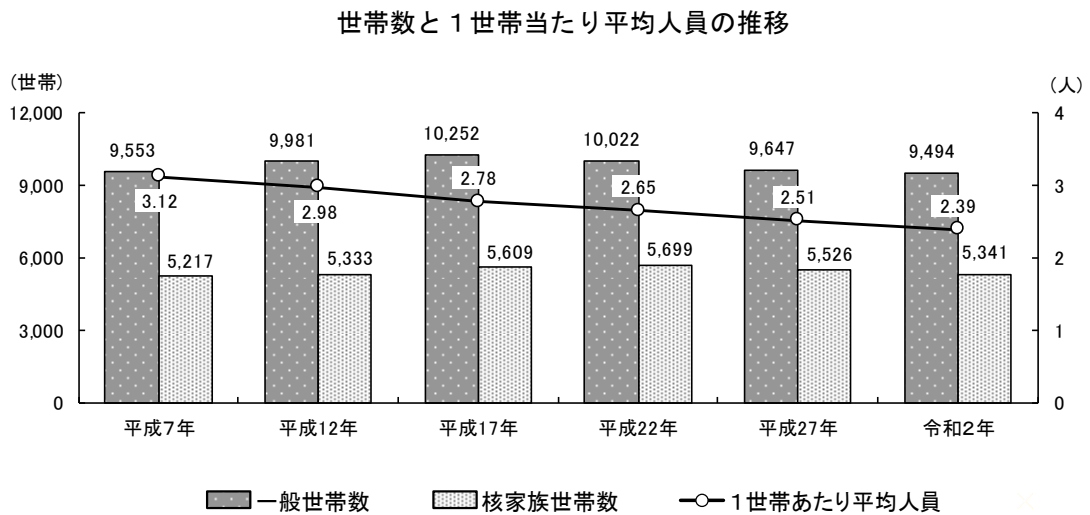
本市の総人口は平成26年以降減少しており、令和3年で22,461人となっています。年齢区別にみると、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）は減少している一方、前期高齢者（65～74歳）と後期高齢者（75歳以上）を合わせた高齢者人口は増加しています。



資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

② 世帯数と1世帯あたり平均人員

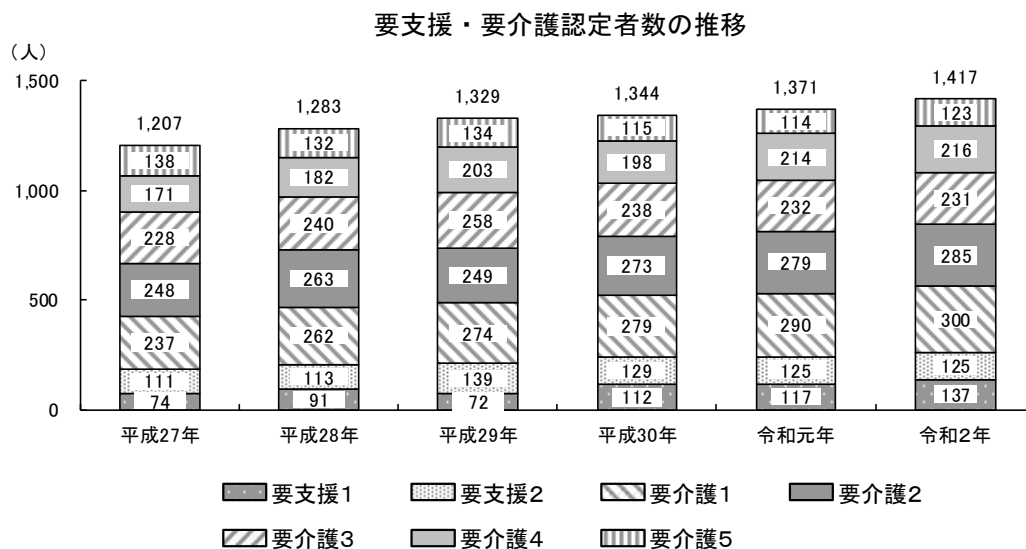
世帯数と1世帯あたり平均人員の推移をみると、一般世帯数は平成17年をピークにその後減少し、令和2年で9,494世帯となっています。また、1世帯あたり平均人員は平成7年以降減少しており、令和2年で2.39人となっています。



(2) 高齢者の状況

① 要支援・要介護認定者数

要支援・要介護認定者数の推移をみると、平成27年以降増加しており、令和2年で1,417人となっています。また、令和2年では要介護1の人数が最も多く、300人となっています。

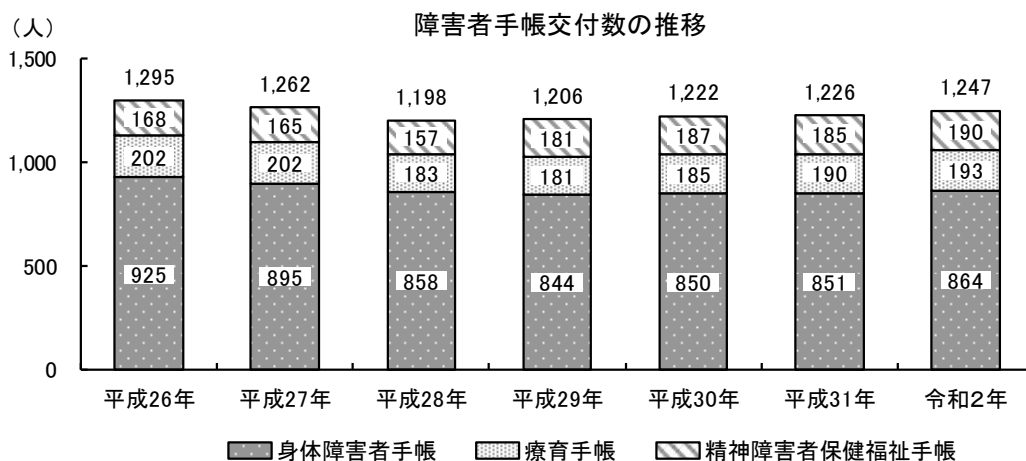


資料：厚生労働省 介護保険事業報告（年報）

(3) 障がいのある人の状況

① 障害者手帳交付数

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付数の推移をみると、平成26年から平成28年にかけて減少していますが、平成29年以降増加し、令和2年では1,247人となっています。



資料：福祉課（各年3月31日現在）

② 等級別身体障害者手帳交付数（令和2年）

身体障害者手帳交付数を等級別にみると、1級が最も多く308人となり、次いで4級が232人となっています。

等級別身体障害者手帳交付数（令和2年）

単位：人

1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
308	111	117	232	33	63	864

資料：福祉課（各年3月31日現在）

③ 等級別療育手帳交付数（令和2年）

療育手帳交付数を等級別にみると、B-2が最も多く59人となり、次いでB-1が45人となっています。

等級別療育手帳交付数（令和2年）

単位：人

A-1	A-2 a	A-2 b	A-3	B-1	B-2	合計
21	30	33	5	45	59	193

資料：福祉課（各年3月31日現在）

④ 等級別精神障害者保健福祉手帳交付数（令和2年）

精神障害者保健福祉手帳交付数を等級別にみると、2級が最も多く143人となっており、全体の75%を占めています。

等級別精神障害者保健福祉手帳交付数（令和2年）

単位：人

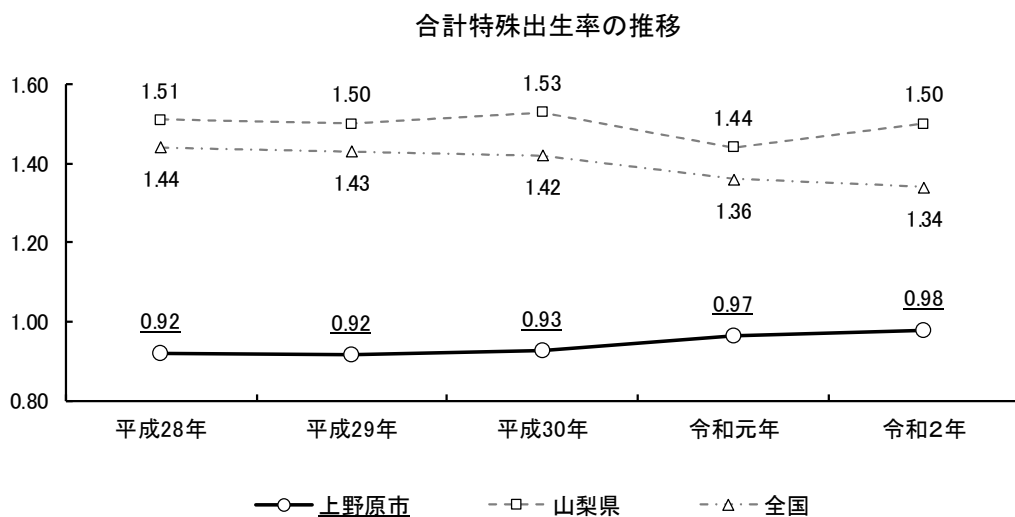
1級	2級	3級	合計
11	143	36	190

資料：福祉課（各年3月31日現在）

(4) 児童の状況

① 合計特殊出生率

合計特殊出生率の推移をみると、全国、山梨県より低い値を推移しており、令和2年で0.98となっています。



資料：上野原市＝庁内資料
全国・山梨県＝人口動態統計

② 待機児童数の推移

本市の待機児童数は近年0人を維持し続けています。

待機児童数の推移

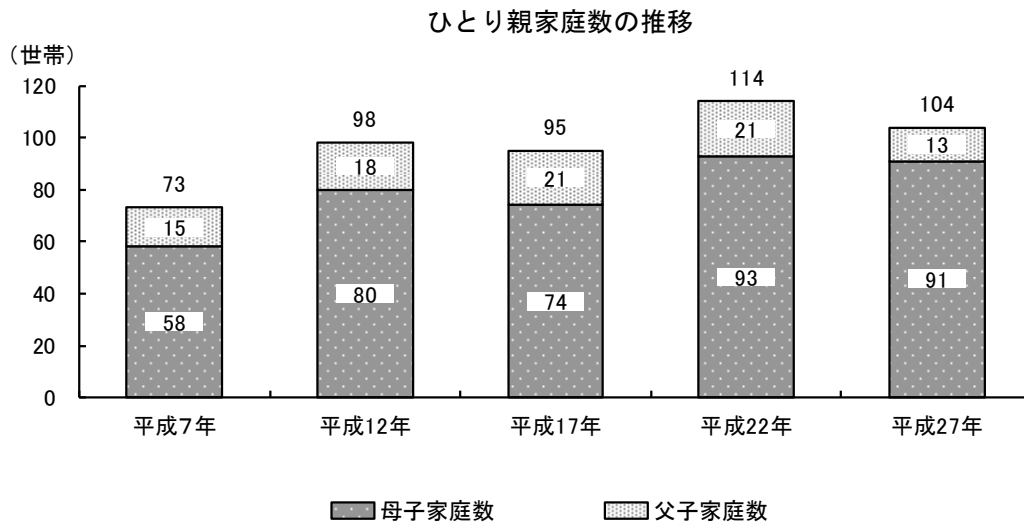
単位：人

	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
待機児童数の推移	0	0	0	0	0

資料：保育所等利用待機児童数調査（各年 4 月 1 日現在）

③ ひとり親家庭数

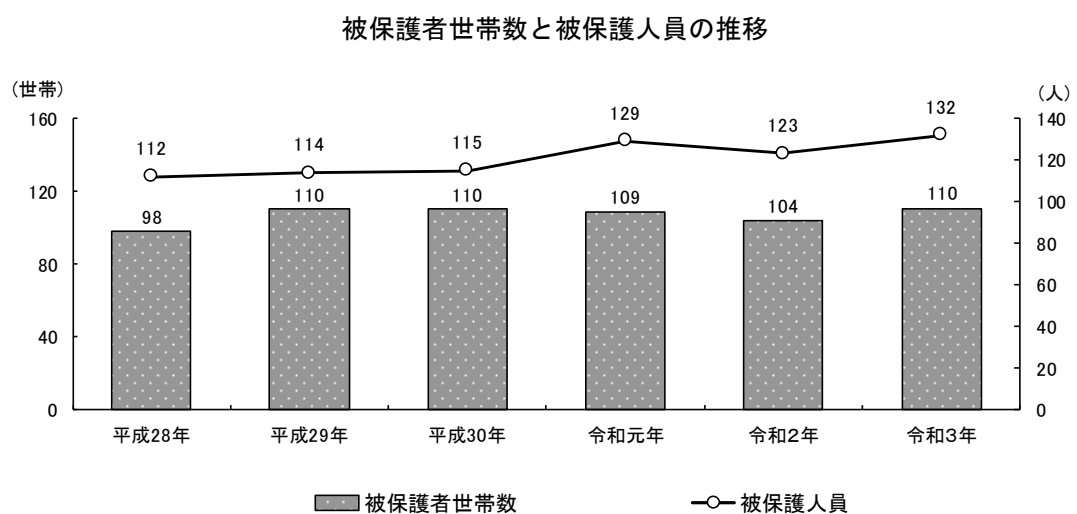
ひとり親家庭数の推移をみると、平成7年以降増減を繰り返し、平成27年で104世帯となっています。



資料：国勢調査

④ 被保護者世帯数と被保護人員

被保護人員の推移をみると、平成28年以降増加傾向にあり、令和3年では132人となっています。



資料：被保護者調査（各年4月1日現在）

2 第2次計画の推進状況と課題

計画の点検

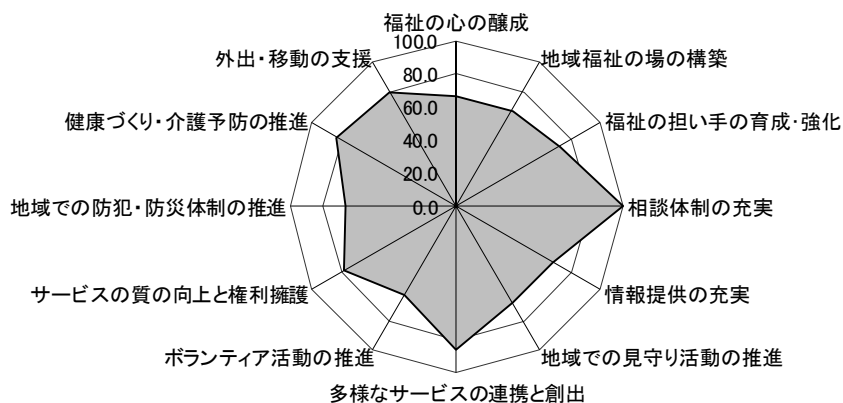
地域福祉計画の見直しを実施するにあたり、計画全体の施策の点検を目的に、令和2年度末時点での進捗の達成度について調査を行いました。施策全体の中での取り組みが遅れている分野を把握するため、調査方法として点数づけの手法を用いています（評価基準については評価基準表を参照）。

$$\text{※ 達成率(\%)} = (\text{得点合計}) / (\text{調査数} \times \text{最高得点}) \times 100$$

調査結果から、計画に記載した施策（事業）の達成率は平均74.1%となりました。

今回の調査は推進が遅れている、あるいは未着手であった施策を見出すために実施したものです。従って高得点であることで必ずしも課題がないとはいえない点に留意する必要があります。

第2次計画中間年までの全施策の評価



総括表

基本目標	施策の方向性	得点	令和2年度の進捗の達成度	施策数	未実施数
1 共に助け合う地域づくり	1 福祉の心の醸成	4	66.7	2	0
	2 地域福祉の場の構築	8	66.7	4	0
	3 福祉の担い手の育成・強化	13	72.2	6	0
2 困りごとをつなぐネットワークづくり	1 相談体制の充実	9	100.0	3	0
	2 情報提供の充実	10	66.7	5	0
	3 地域での見守り活動の推進	4	66.7	2	0
3 福祉サービスの基盤づくりと権利擁護	1 多様なサービスの連携と創出	18	85.7	7	0
	2 ボランティア活動の推進	13	61.9	7	0
	3 サービスの質の向上と権利擁護	35	77.8	15	1
4 安全・安心に暮らせる地域づくり	1 地域での防犯・防災体制の推進	18	66.7	9	1
	2 健康づくり・介護予防の推進	5	83.3	2	0
	3 外出・移動の支援	12	80.0	5	0
合計・平均		149	74.1	67	2

評価基準表

評価の基準	得点
計画通りに事業を実施できた	3
ほぼ計画通り事業を実施できた	2
事業を実施できなかった	1
事業廃止	0

平均より評価が低かったものは、福祉の心の醸成、地域福祉の場の構築、福祉の担い手の育成・強化、情報提供の充実、地域での見守り活動の推進、ボランティア活動の推進、地域での防犯・防災体制の推進です。その主な要因は次のとおりです。

基本目標 1 共に助け合う地域づくり

福祉の心の醸成において、サロン活動では、新型コロナウイルス感染拡大防止のための自粛を経て、サロン活動の再開への支援および参加者の高齢問題が課題になっている。

地域福祉の場の構築において、見守り活動は住民同士の支え合い活動であり、地域全体で取り組むことの重要性や地域住民の気づきや声かけ、あいさつの大切さについて認識してもらう働きかけが十分でないことが課題となっている。

福祉の担い手の育成・強化において、会員数の減少や、会員の高齢化が課題となっており、若い世代の会員の増加を図るなどの取り組みが必要になっていることが課題となっている。

基本目標 2 困りごとをつなぐネットワークづくり

情報提供の充実において、広報誌やホームページなどの様々な情報媒体を活用して、福祉情報の提供を行っているが、現状維持程度に止まっており、更なる積極的な情報提供の充実が必要となっている。

地域での見守り活動の推進において、新型コロナウイルス感染拡大防止のための自粛により、地域での見守り活動の手段であるサロン活動が、以前のように実施できなかったため、感染症対策を講じた新しい活動の検討が必要となっている。

基本目標 3 福祉サービスの基盤づくりと権利擁護

ボランティア活動の推進において、専門ボランティア団体活動では、会員数の減少や会員の高齢化、役員の固定化による事業のマンネリ化、依頼者のニーズと援助内容が一致しないことから事業の成果に結びつかないこと等が課題となっている。また、市社協ボランティアセンターと学校でのボランティア活動との連携が十分でないことやボランティア団体の主体性が低いこと等の課題への対応が必要となっている。

基本目標 4 安全・安心に暮らせる地域づくり

地域での防犯・防災体制の推進において、要援護者支援体制及び地域防災体制等の確立のため、国の基準の改正に伴い、今後各支援者の個別計画の作成が必要になっている。また、悪質商法や詐欺等が増加してきており、被害を未然に防ぐための啓発活動や高齢者等の被害防止のための見守りを継続していく必要となっている。

3 上野原市の地域福祉における課題

(1) 共に助け合う地域づくり

本市では、交流を通じた地域の関係づくりを進めており、住民一人ひとりが地域に対する意識を高めるとともに、地域福祉を支える新たな担い手の育成を進めています。

① 地域コミュニティの継続

地域では、高齢者や障がいのある方・子育て中の親子等の情報交換の場としてサロン活動を展開しており、現在サロンは71団体で、その内訳は、高齢者関係58団体、子育て関係8団体、障がい者関係3団体、その他2団体となっています。そのなかで、団体員の高齢化や代表者の継承課題により、参加者数や活動頻度が減少していることから、地域住民のニーズに応じたサロンのあり方を検討し、地域福祉コミュニティを継続していくことが必要となっています。

② 福祉に対する意識の高揚

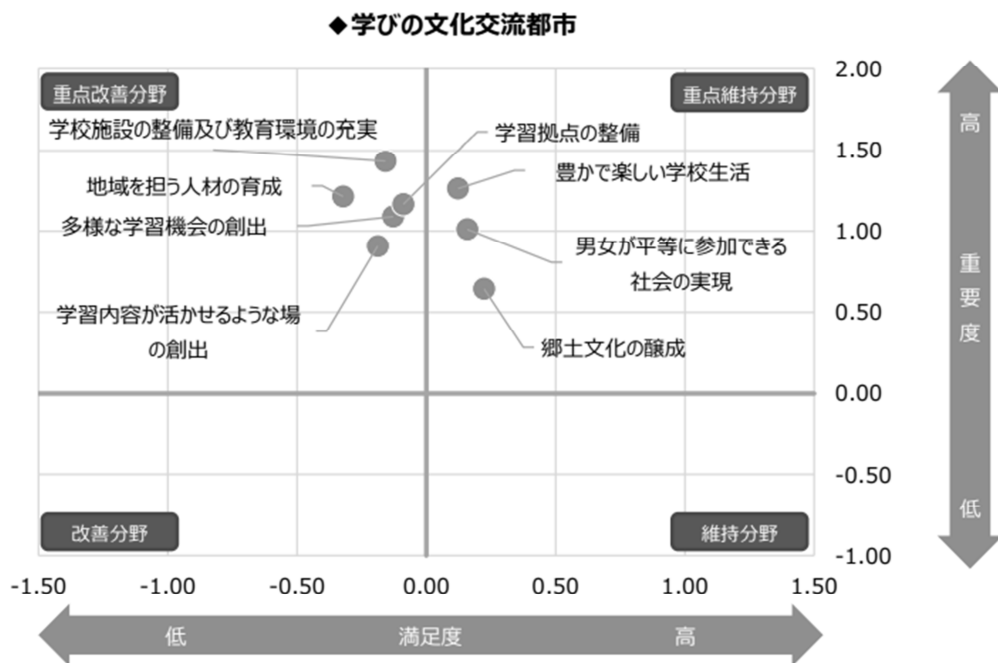
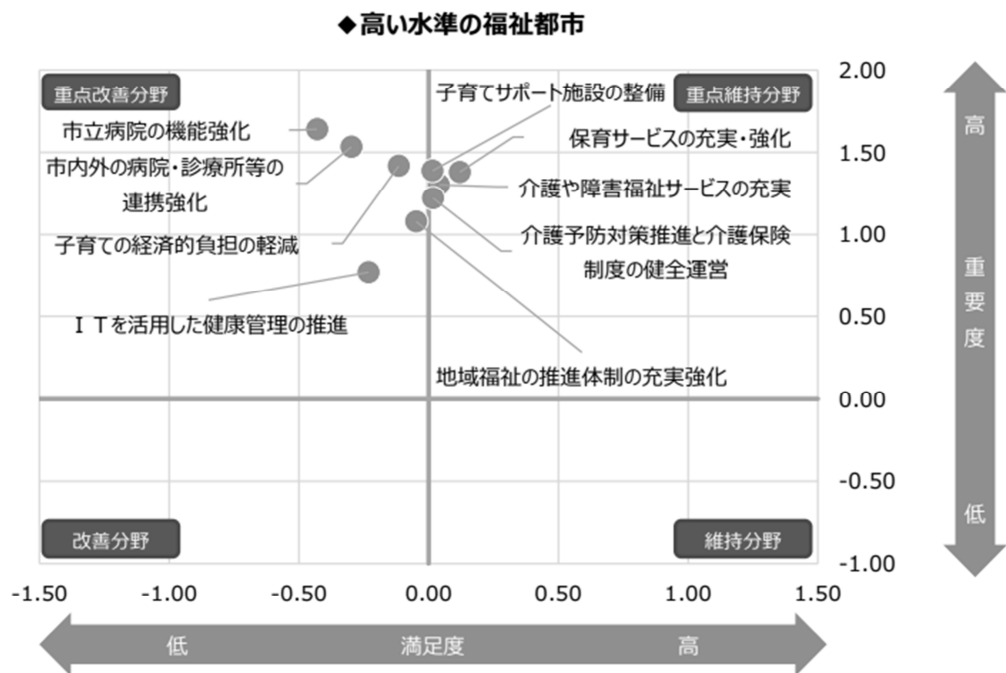
地域で支援を必要とする人を早期に発見できるよう、民生委員・児童委員、区長会（自治会）や地域の事業所などの協力のもと、各地域組織の活動を通して、組織的な見守り活動を進めていくことが必要です。そのためには、地域住民の気づきや声かけが重要であり、市の広報誌や地区回覧板等を活用した、啓発活動の推進、交流活動の活性化等により、子どもに限らず大人も含めて、福祉に対する意識の高揚を図っていくことが必要です。

③ 地域を担う人材の育成

本市では地域福祉活動を担う人材育成の支援やボランティア団体の育成支援に取り組んでいますが、会員の高齢化、新しい会員や若い世代の会員が増えない、役員のなり手がいないなどの課題を抱えています。市民意識調査においても、上野原市の施策に対し「地域を担う人材の育成」が重要と考える市民が多くいます。

今後も、人材育成の意向を具体的な活動へつなげる研修等を行い、意識の向上や福祉課題を解決する担い手につながるよう支援や取り組みを進めていくことが必要です。

上野原市の施策に対する満足度と重要度



資料：上野原市人口ビジョン 第2期上野原市まち・ひと・しごと 創生総合戦略

(2) 困りごとをつなぐネットワークづくり

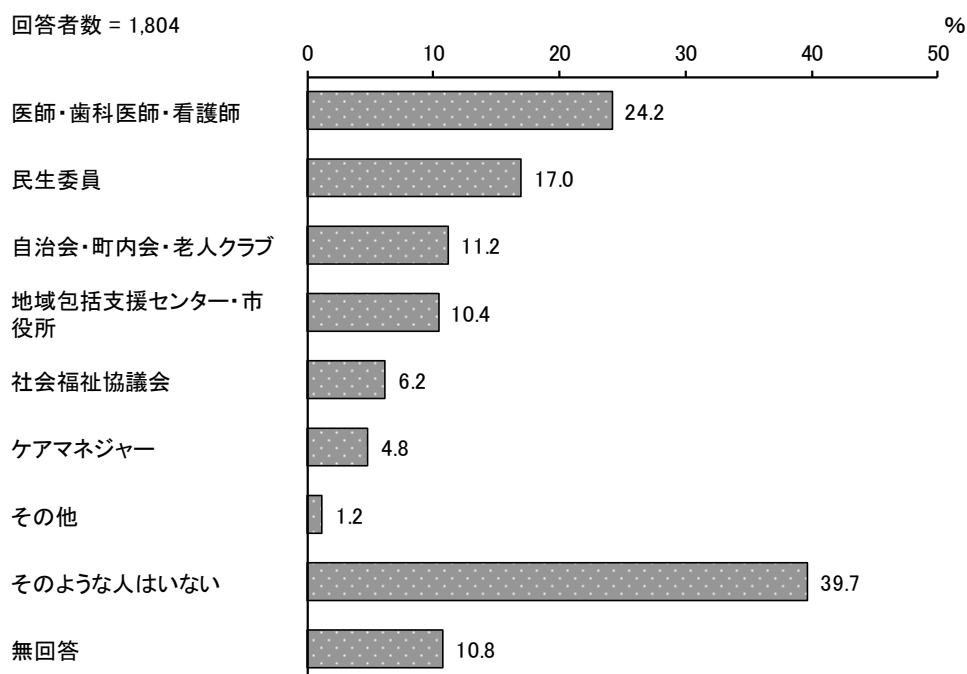
本市では、だれもが安心して住み慣れた地域で暮らすことができるよう、地域住民、地域の諸団体、行政が協働し、身近なところで気軽に相談できる仕組みづくりや福祉に関する情報提供の充実に取り組んでいます。今後も地域全体が一体となって、支援を必要としている人への見守り体制整備を図っていきます。

① 身近な相談窓口及びネットワークの強化

地域の相談支援として、民生委員・児童委員や主任児童委員、介護支援専門員等の連携を図り、相談支援の充実を務めています。各種アンケート調査結果をみると、日常生活における悩みに対して相談する人や場がない人もいます。

今後、多様化・複雑化している福祉ニーズや生活課題に対応し、支援が必要な人へ情報が確実に提供できるよう、様々な相談機関の周知に努めるとともに、新しい情報発信の手法を模索する必要があります。また、福祉ニーズや生活課題に適切に対応するための各相談窓口相互のネットワークの強化や情報提供の充実等が求められます。

家族や友人・知人以外の相談相手



資料：上野原市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画

② 地域ぐるみでの支援

高齢者、障がいのある方、子ども、生活困窮者等、地域で支援を必要としている人の抱える課題は多岐にわたっており、だれもが安心して地域で暮らせるよう、きめ細かなサービスの提供や充実とともに、地域での助け合い、支え合いが重要となります。

(3) 福祉サービスの基盤づくりと権利擁護

本市では、利用者の立場に立った新たな福祉サービスを創造していくとともに、また、その人の持つ権利を守り、支援が必要な人の把握に努め、専門相談機関と連携してサービスにつなげる仕組みづくりを進めています。

① 地域課題の解決に向けた取り組み

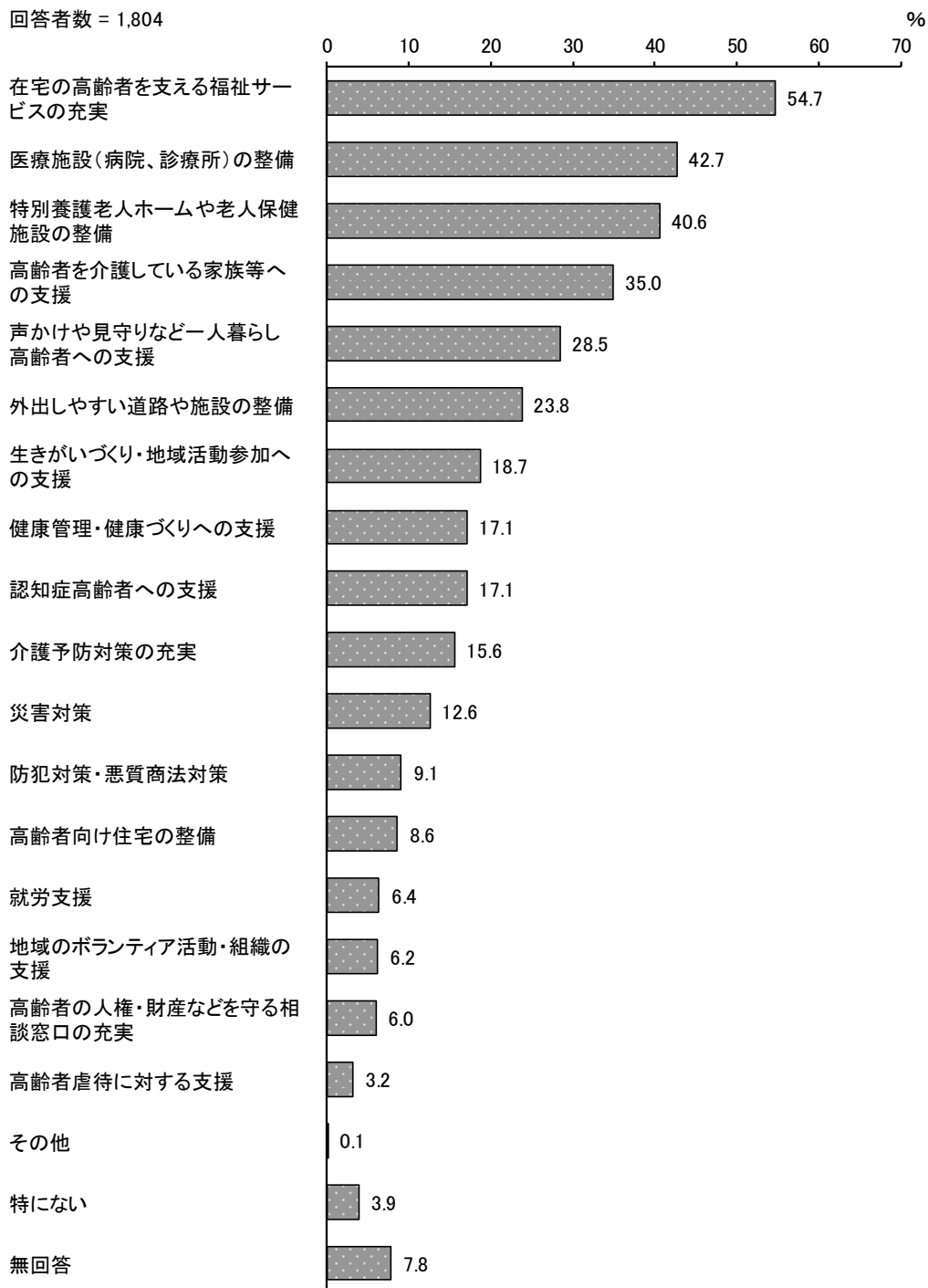
地域ケア会議等を行ってきた中で、保健・医療・介護・福祉との連携を図り、地域包括ケアシステムの構築を推進していますが、地域課題への取り組みや検討が進んでいないという課題もあります。また、生活支援体制の整備の取組みとして、市内9地区で協議体の立ち上げを目指していますが、生活支援コーディネーターを専従で配置することができないこと等により、地域づくりが進んでいない状況もあります。

各種アンケート調査結果をみると、高齢者や障がいのある人が、地域で生活を送っていくうえで、在宅福祉サービスや医療的ケアの充実が求められています。

今後も、誰もが安心して地域で暮らせるよう、地域ケア会議等における保健・医療・介護・福祉との連携強化から地域課題の解決を図ることにより、きめ細やかなサービス提供体制の構築を推進していくことが必要です。

今後、特に充実させてほしい高齢者の施策

回答者数 = 1,804



資料：上野原市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画

② ボランティア活動の推進

本市では、広報誌や社協だよりを通じて、ボランティア活動やNPO活動の推進に向けた市民への情報提供の充実を図ってきています。

現在、ボランティア団体の登録数は横ばい傾向であり、社協だよりやFacebookにおいて活動予定や実績をPRすることが必要です。また、ボランティアポイントについては、積極的に施設に声をかけ、コロナ禍でもできる活動内容の検討が必要です。

③ 成年後見制度の充実

高齢者や障がいのある方の増加に伴い、成年後見制度の需要が高まることが予想される中で、本市では、成年後見制度の利用支援等に取り組んでいます。

市民後見人の養成や市社会福祉協議会が法人後見を受けることができる体制を構築しましたが、現在受任にまで至っていません。利用の促進に向け、そのノウハウや知識の習得とともに、成年後見支援センターの機能強化を図り、市民後見人の養成や成年後見制度の普及啓発、中核機関となる協議会の設置及び運営や権利擁護支援の地域ネットワークの構築を図っていきます。

今後も、成年後見制度や日常生活自立支援事業の推進とともに、福祉サービス利用者の権利擁護を充実させることや虐待防止対策に取り組んでいくことが重要となります。

(4) 安全・安心に暮らせる地域づくり

本市では、個人や家庭で日頃から、防災や防犯に対する意識や活動を高めるため、地域コミュニティの向上により、安心して暮らせるまちづくりを進めています。

① 防災対策の推進

避難行動要支援者台帳システムの構築や避難行動要支援者の個別計画の作成により避難行動要支援者の支援体制づくりを進めています。市民の中には、災害が起きた時に支えてくれる人がいなくなるという不安を抱えている人もいます。

今後、平時から顔のみえる関係づくりなど地域の防災力を高めて、防災訓練等、地域での防災活動を周知することにより、高齢者や障がいのある方、若者等、地域で暮らすより多くの地域住民の参加を促進し、安心して生活のできる地域づくりに取り組みます。また、個人情報に配慮しながらも災害発生時や避難所等での支援体制の充実も必要です。

② 防犯対策の推進

悪質商法や詐欺等も進化してきており、被害を未然に防ぐため、市ホームページや広報誌及び回覧板など活用して啓発活動を引き続き行う必要があります。また、地域包括支援担当とも情報を共有し、高齢者等の被害防止のための見守りを継続していく必要もあり、地域の中で誰もが安心して生活できるよう、地域のつながりを強め、犯罪にも強い地域づくりの推進が必要です。

③ 健康づくり・介護予防の推進

本市では、地域包括支援センターの周知、センターの実施する各種事業、フレイル予防等を広報誌やパンフレットにより啓発しています。さらに各種団体へ出向いてPRを実施していますが、新型コロナウイルス感染予防のため、集いの場が縮小されている状況です。

また、栄養（食・口腔機能）・運動・社会参加に重点をおいたフレイル予防の介護予防事業を推進している中で、地域ぐるみで健康づくりを促進していくとともに、さらに若いときからの生活習慣病予防や、ライフステージに応じた健康づくり活動も必要となります。

④ 移動手段の確保

高齢者等が増加しているなかで、外出等の移動手段の確保は重要となります。障がいのある方へのアンケート調査結果をみると、外出するとき困ることについて、「公共交通機関が少ない」「道路や駅に階段や段差が多い」の意見があがっています。デマンドタクシーに対する市民ニーズが高くなっていますが、交通事業者における運転手不足や新型コロナウイルス感染症に伴う自粛要請が経営を逼迫させている状況もあり、出来るだけ公共交通を利用してもらうよう、民間事業者との協議を継続し、市民ニーズに対応していく必要があります。

また、事業が円滑に推進できるように関係機関と協議・調整を行うことにより、公共施設や公共交通機関のバリアフリー化や移動支援の充実を図ります。

今後も、移動が困難な人のための公共交通や福祉交通等移送支援の充実が課題としてあげられます。

外出するとき困ること

単位：％

区分	有効回答数(件)	公共交通機関が少ない	列車やバスの乗り降りが困難	道路や駅に階段や段差が多い	切符の買い方や乗換えの方法がわかりにくい	路・トイレ・エレベーターなど)	介助者が確保できない	外出にお金がかかる	周囲の目が気になる	心配	発作など突然の身体の変化が	困ったときにどうすればいいか心配	その他	無回答
身体障害者手帳	411	29.7	18.7	29.9	5.8	15.1	4.9	16.3	6.1	12.4	12.9	11.9	22.9	
療育手帳	93	22.6	14.0	19.4	12.9	11.8	9.7	21.5	14.0	16.1	38.7	9.7	19.4	
精神障害者保健福祉手帳	65	33.8	6.2	18.5	7.7	12.3	4.6	36.9	15.4	15.4	27.7	12.3	13.8	

資料：上野原市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画



基本的な計画の考え方

1 計画の基本理念

すべての市民が、住み慣れた地域や家庭で安心して心豊かに、その人らしく自立していきいきと暮らしていくことができるようなまちづくりが重要です。

本市では、『第2次地域福祉計画』に基づき、地域福祉の一層の推進を図り、安全・安心のまちづくりを進めていくため、基本理念を、『地域で助け合う安全・安心のまち うえのはら』とし、行政、地域住民、区長会（自治会）、民生委員・児童委員、ボランティア団体、企業など各種団体が協働して地域福祉を推進してきました。

近年、少子高齢化や核家族、ひとり暮らしの増加、ライフスタイルの多様化にともない、一人ひとりが抱える生活課題も、複雑化、多様化しています。また、地震等の災害や新型コロナウイルス感染症等が発生する中、住民同士による助け合い、支え合いがより重要となってきたとともに、それらを支える行政や関係機関等の連携・協働による取り組みの推進が求められます。

このような中で、計画の見直しにあたっては、現行の基本理念である、『地域で助け合う安全・安心のまち うえのはら』を踏襲します。

【基本理念】

地域で助け合う安全・安心のまち うえのはら

2 基本目標

「基本理念」の内容を実現するための本計画の基本目標を、次の4つとし、施策の方向を明らかにするとともに、その総合的な展開を図ります。

基本目標 1. 共に助け合う地域づくり

すべての人が、自分が暮らす身近な地域で起きている問題に関心を持ち、自ら参画し、地域における多世代の人との交流を通じて解決につなげられる場の充実に努めます。

また、住民や地域の団体など地域の資源を最大限活用し、見守り・助け合いの活動を推進することで、お互いに支え合う地域づくりを進めます。

さらに、地域の担い手を増やすため、各活動のさらなる広がりや新たな活動の場の提供、研修等による人材育成を支援します。

基本目標 2. 困りごとをつなぐネットワークづくり

子ども、高齢者、障がいのある方等が、日常生活の中での困りごとや福祉サービスの適切な利用等に対して、身近な地域の専門的な相談支援を受けられるよう体制づくりに取り組むとともに地域の様々な問題の適切な解決が図られるよう、関係機関等の連携による総合的な相談支援体制の充実を図ります。

また、だれもが安心してサービスが利用できるよう、子育て支援、高齢者福祉、障がい福祉、健康づくり等に関する情報の提供体制の充実を図ります。

さらに、障がいのある方もない方も、高齢者も、地域全体が一体となって、支え合っていけるよう、地域福祉の担い手となるNPO法人やボランティア団体などの活動の支援や、支援を必要としている人への見守り体制を整備します。

基本目標 3. 福祉サービスの基盤づくりと権利擁護

福祉ニーズが多様化する中、市民が地域で安心して暮らしていくためには、利用者の権利が守られるとともに各種福祉サービスの充実や質の確保・向上が必要となります。

そのためには、利用者の立場に立った新たな福祉サービスを創設していくとともに、一人ひとりの権利が守られるよう、成年後見制度の利用促進等によりその人の権利擁護に努めることが必要です。

基本目標 4. 安全・安心に暮らせる地域づくり

誰もが住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせるよう、日頃からの地域の助け合いや見守り活動において、犯罪被害の防止や緊急時に備えるための地域の防災力・防犯力の強化を図ります。

また、ユニバーサルデザインやバリアフリーに配慮した施設整備の促進や、移動手段の確保など、だれもが住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせる環境づくりを進めます。

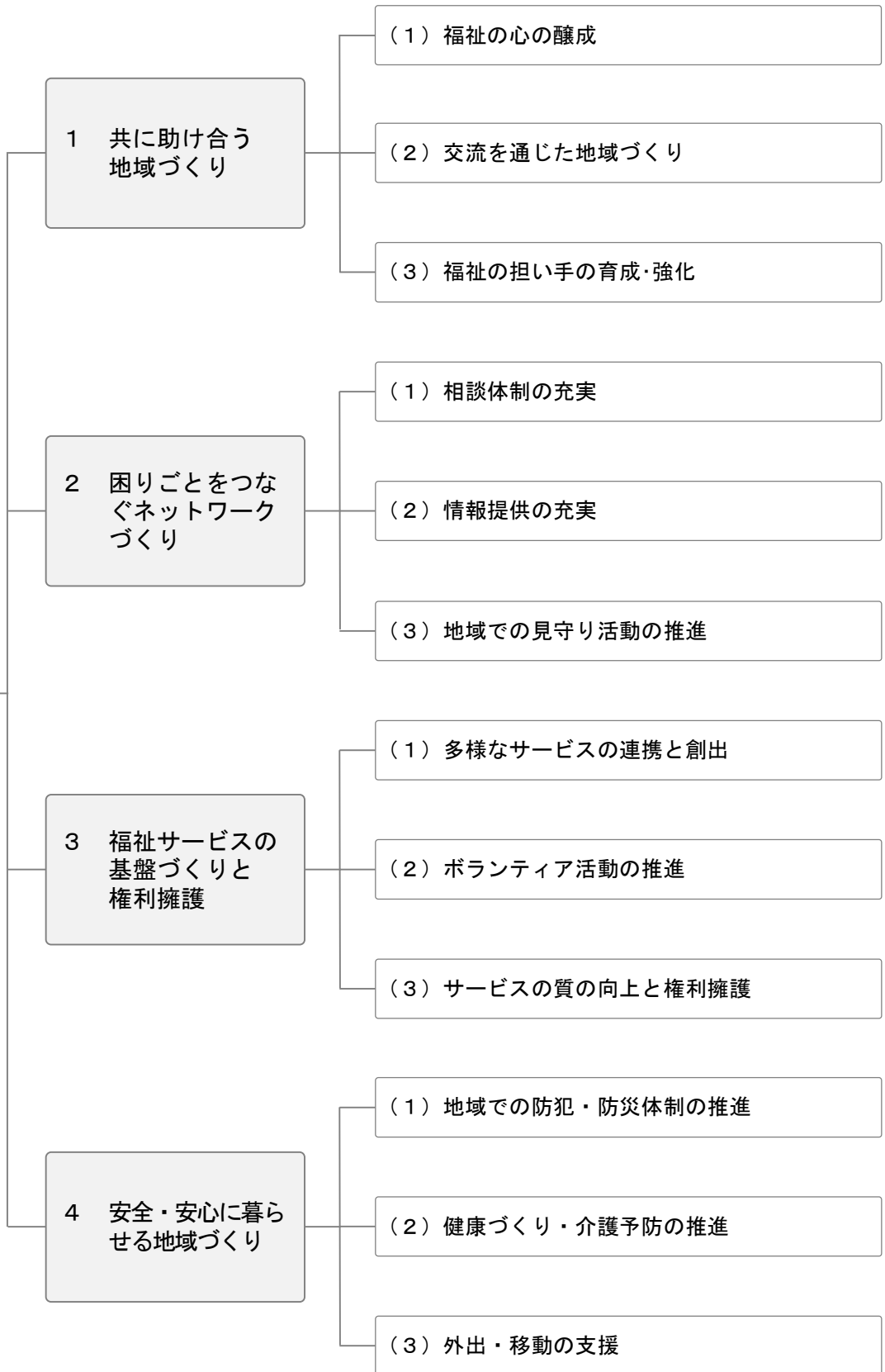
3 計画の体系

[基本理念]

[基本目標]

[施策の方向性]

地域で助け合う安全・安心のまちづくりのはら





第4章 推進する施策

基本目標 1 共に助け合う地域づくり

(1) 福祉の心の醸成

福祉と教育を通じて、市民の福祉への理解と関心を高め、地域での支え合い、助け合いの意識を育むため、啓発活動の推進や交流活動の活性化等により、子どもの頃から福祉教育や地域での様々な活動への参加体験をとおしての福祉の意識づけを進め、福祉に対する意識の高揚を図っていきます。

【 市民の取り組み 】

- 一人ひとりが日常生活において、地域のできごとに関心を持つよう心掛けましょう。
- 地域活動やボランティア活動に関心を持ちましょう。
- 福祉活動や福祉に関わる講座等に参加しましょう。

【 地域の取り組み 】

- 地域の中で福祉について学ぶ機会を設けましょう。
- 地域の子育て家庭や高齢者、障がいのある方との交流を行うなど、幼少期からの福祉教育を進めましょう。

【 行政の取り組み 】

事業名	内容
地域福祉の意識の醸成	あらゆる年齢層の人が地域福祉について学び、見守りや手助けなどを行う機運が醸成されるよう、地域の優先度の高い課題をテーマとして住民と一緒に検討し、共有することで、地域福祉に関する意識啓発を充実します。また、地域福祉活動の事例紹介や効果的な周知を行います
福祉教育の充実	福祉教育や障がいに対する理解の啓発や市民の福祉への理解と関心を高め、地域での支え合い、助け合いの意識を育むために子どもの頃から福祉教育や地域での様々な活動への参加体験の場を設けます。

(2) 交流を通じた地域づくり

地域での交流の場の提供や、あいさつなどを通して、子どもから高齢者まで、お互いが顔のわかる関係づくりを推進します。また、地域住民のニーズに応じたサロンのあり方を検討し、地域の団体を支援し、サロン等の交流の場が広がるよう働きかけ、地域福祉コミュニティを継続していきます。

【 市民の取り組み 】

- ふれあいいいききサロンや多世代交流の場に積極的に参加しましょう。
- 地域活動に、積極的に参加しましょう。
- あいさつや声かけ等、近所づきあいを積極的に行いましょう。

【 地域の取り組み 】

- 区長会（自治会）やボランティア団体、民生委員・児童委員、各種団体などとの情報交換・意見交換の場を設けましょう。
- 他の区長会（自治会）の取り組みに関心を持ち、取り入れましょう。
- 地区集会場等の利用方法を周知し、みんなが利用しやすく、気軽に集まれる場をつくりましょう。

【 行政の取り組み 】

事業名	内容
サロン活動の推進	サロンは、地域住民と地域ボランティアが共に運営することにより、よりよい地域づくりを推進する社会資源になると考えています。 高齢者や障がいのある方、子育て中の親子等の孤独感や閉じこもりを解消するとともに、交流の場としてふれあいいいききサロン活動や通いの場を増設します。また、子どもから高齢者まで地域の誰もが参加できる、社会のニーズにあったサロンの形などを検討していきます。
地域活動団体への参加・加入の促進	老人クラブ、育成会、障がいのある方の当事者団体や区長会（自治会）などにPRし、地域活動団体への参加加入を支援していくとともに、「ふれあいいいききサロン」を推進する市社協を支援します。

(3) 福祉の担い手の育成・強化

地域福祉を推進するボランティアリーダーの育成とともに、人材育成の意向を具体的な活動へつなげる研修等を通じたスキルアップや質の向上を図ります。また、複雑化・多様化する福祉課題を解決する担い手につながるよう、専門的人材を育成していきます。

さらに、社会活動等に対する意欲の高い高齢者等がその能力を発揮して社会貢献できる場や機会を充実していきます。

【 市民の取り組み 】

- 自分の能力を地域で生かしましょう。
- 各種講座や地域の行事に積極的に参加しましょう。
- 身近なボランティアに参加しましょう。

【 地域の取り組み 】

- シニア世代などを対象に、呼びかけ、地域活動への参加を促しましょう。
- 住民の地域への関心を高め、地域活動への参加機会を提供しましょう。
- 地域福祉を推進するボランティアリーダーを育成しましょう。

【 行政の取り組み 】

事業名	内容
専門ボランティア団体の育成・活用	認知症サポーター、食生活改善推進員、愛育会員、子育てボランティア、防災指導員、高齢者等サポーターなど、ボランティア団体の増加を図り、積極的に活用するとともに、専門技能、知識を持った団体や個人がボランティアに関心を持ち、活動してもらえるように市社協と協働して情報発信を進めていきます。 上野原市地域防災リーダーとなった市民を対象にフォローアップ研修や上野原市地域防災リーダーネットワーク等の体制づくりに取り組み、防災リーダー同士のスキルアップや連携の強化に努めます。
元気な高齢者が活躍する環境の整備	元気な高齢者が地域で活躍していくことを目指し、地域福祉を推進するボランティア等の養成・募集を行います。また、養成講座の開催などを行い、リーダー養成や新規ボランティアの確保に取り組みます。 さらに、ボランティア活動のPRとともに、個人ボランティアや民生委員・児童委員、ケアマネジャーなどとの連携により、ニーズの発見に努めて、ボランティア活動の活発化を図ります。

基本目標 2 困りごとをつなぐネットワークづくり

(1) 相談体制の充実

日常生活の中での困りごとや福祉サービスの適切な利用等に対して、子ども、高齢者、障がいのある方等が、身近で地域の専門的な相談ができる体制の充実を図ります。

また、地域の様々な問題の適切な解決が図られるよう、各相談窓口相互のネットワークの強化や関係機関等の連携による総合的な相談支援体制の充実を図ります。

【 市民の取り組み 】

- 各種相談窓口を知り、有効活用しましょう。
- 身近で困っている人を相談窓口へつなげます。

【 地域の取り組み 】

- 身近な相談窓口などの情報を教え合いましょう。
- 民生委員・児童委員をはじめ、地域で相談支援活動を行っている人を周知しましょう。
- 民生委員・児童委員や自治会、福祉施設等が連携し、多様化する地域での相談ごとに対応しましょう。

【 行政の取り組み 】

事業名	内容
「なんでも相談窓口」の充実	総合福祉センターにおいて、1つの窓口で多数の情報提供や相談を受けるワンストップ対応の相談窓口である「なんでも相談窓口」を充実するとともに、その周知に努めます。
地域における相談活動の充実	地域において相談活動を推進する民生委員・児童委員や主任児童委員、介護支援専門員等の研修の充実などの支援に努めます。

(2) 情報提供の充実

だれもが安心してサービスが利用できるよう、子育て支援、高齢者福祉、障がい福祉、健康づくり等に関する情報の提供体制の充実を進めます。

また、子どもから高齢者まで、必要な情報が届くように、各年代の情報入手手段やニーズに応じた情報提供の充実を図ります。

【 市民の取り組み 】

- 福祉の各種制度への関心を高めましょう。
- 市のホームページ、パンフレットを小まめに確認しましょう。
- 回覧板など地域に密着した情報伝達手段を活用し、福祉情報を入手しましょう。
- 身近な相談窓口等の情報を取得しましょう。

【 地域の取り組み 】

- 地域の人同士で、福祉制度やサービスに関する情報を共有しましょう。
- 回覧板など地域に密着した情報伝達手段を活用し、地域福祉活動の情報を提供しましょう。
- 地域で情報入手が困難な人を把握し、必要な情報が届くような仕組みをつくりましょう。
- 高齢者や障がいのある方に配慮した情報伝達を行いましょう。

【 行政の取り組み 】

事業名	内容
広報「うえのはら」、市ホームページ等による情報提供	広報「うえのはら」、市ホームページ等による福祉情報の充実を図ります。
わかりやすい福祉情報の提供	専門用語・カタカナ用語の使用は極力控え、わかりやすい表現に努めるとともに、児童、障がいのある方、高齢者などにとっても見やすい字体で福祉情報を提供します。 また、個人情報に配慮しながら、利用者の感想や利用のアドバイスなどを載せることにより親しみやすい情報の掲載に努めます。
ケーブルテレビによる情報提供	ケーブルテレビによる行政情報の提供を継続するとともに、市民が情報発信できる双方向通信も検討していきます。
相談機関との連携による情報の提供	総合福祉センターにおける「なんでも相談窓口」、地域包括支援センター、上野原市障害者基幹相談支援センターなど、様々な相談機関や民生委員・児童委員との連携により、情報提供体制の一層の充実に努めます。
地域のボランティアやNPO法人の紹介	広報「うえのはら」、市ホームページやケーブルテレビを利用して、地域のボランティア団体やNPO法人などの活動について紹介する機会を設けます。

(3) 地域での見守り活動の推進

住み慣れた地域で誰もが安心して暮らすことができるよう、また支援を要する人が地域の中で孤立することのないよう、地域での助け合い、支え合い活動の中で、その把握や地域での見守り活動を推進します。

【 市民の取り組み 】

- 日頃の声かけ運動等の見守り活動から、地域で困っている人を早期に発見しましょう。
- 子育てに悩む親が孤立しないよう、見守りましょう。

【 地域の取り組み 】

- 福祉関係事業者と住民との連携による認知症・ひとり暮らし高齢者の見守りを強化しましょう。
- 日頃の声かけ運動等の見守り活動から、地域の福祉課題を早期に発見できるようにしましょう。
- 地域でひとり暮らし高齢者や障がいのある方の生活を手助けしましょう。

【 行政の取り組み 】

事業名	内容
サロン活動の推進（再掲）	サロンは、地域住民と地域ボランティアが共に運営することにより、よりよい地域づくりを推進する社会資源になると考えています。 高齢者や障がいのある方、子育て中の親子等の孤独感や閉じこもりを解消するとともに、交流の場としてふれあいいきいきサロン活動や通いの場を増設します。また、子どもから高齢者まで地域の誰もが参加できる、社会のニーズにあったサロンの形などを検討していきます。
高齢者等の見守り活動の推進	地域で支援を必要とする人を早期に発見できるよう、近隣住民の日常生活における関係の強化や、民生委員・児童委員、区長会（自治会）や地域の事業所などの協力のもと、組織的な見守り活動、声かけ活動等を推進します。また、高齢者等サポーターの養成にも引き続き取り組んでいきます。
子どもの見守り活動の推進	スクールガードなどによる学校の防犯対策や防犯灯の整備、防犯パトロール車の運用などにより、犯罪防止活動を一層強化します。 また、買い物時などの普段の見守り、ボランティアによる防犯パトロール、防犯ボランティア会議の開催、PTA補導部による見回りなど学校、PTA、地域の連携によるパトロール活動等の拡充や防犯団体の組織化を図ります。

基本目標 3 福祉サービスの基盤づくりと権利擁護

(1) 多様なサービスの連携と創出

市民が安心して生活できるよう、生活支援コーディネーターを配置し、福祉分野の専門職や地域医療との連携を図り、地域住民やボランティア団体なども協力した生活支援、相談等の各種保健福祉サービスを提供する包括的なケア体制の整備を進め、在宅福祉サービスや医療的ケアの充実を図ります。

【市民の取り組み】

- 市民一人ひとりが地域福祉活動を通じて、福祉サービスを必要とする人の発見に努めましょう。
- 保健・医療・福祉にかかる制度やサービスについて、正しく理解しましょう。
- 福祉サービスの利用等について、わからないことは、市や市社会福祉協議会、民生委員・児童委員等に相談しましょう。

【地域の取り組み】

- ボランティア団体・NPO法人は、それぞれの特性を活かして、利用者ニーズにきめ細かく対応しましょう。
- サービス提供事業者は、利用者ニーズと地域特性を踏まえたサービスの実施・創出に努めましょう。

【行政の取り組み】

事業名	内容
地域ケア会議の機能強化	保健・医療・福祉・地域関係者からなる「地域ケア会議」を継続して開催し、支援を必要とする人が個々の状態に応じた適切なサービスが受けられるよう、サービス情報の共有や支援、各専門部会から挙げられた地域課題などの総合調整等を図ります。
保健・医療・福祉と生活関連分野の連携体制の構築	市の担当部署間の連携をはじめ、「地域ケア会議」等を通じて民生委員・児童委員等の緊密な連携体制を構築し、ニーズや実態に応じた情報の提供、調整・連絡に努めます。
民間事業者の新規参入促進	福祉サービスの充実を図るため、民間事業者が円滑に新規参入できるよう必要な情報提供に努めます。
住民参加型福祉サービスの推進	高齢者支援、子育て支援や子どもの健全育成、障がい者支援など、地域の様々な福祉課題・ニーズに応える住民参加型福祉サービスを推進する市社協を支援していきます。

事業名	内容
生活困窮者支援事業の推進	生活保護に至る前の自立支援策の強化を図るために、平成 27 年 4 月より施行された生活困窮者自立支援法に基づき、就労支援や、生活困窮家庭の子どもへの学習支援など、生活困窮者への支援事業の充実を図ります。また、自立に向けた支援として就労支援についても引き続き取り組んでいきます。
生活支援コーディネーターの充実	生活支援体制の整備に向け生活支援コーディネーターの確保充実のため、市社協を支援します。

(2) ボランティア活動の推進

地域福祉を推進する核となりうるNPO法人やボランティア活動がそれぞれの特徴を活かした活動ができるよう支援するとともに、より効果的な活動につなげていくため、支援を必要とする人と支援する人のニーズをコーディネートする機能の強化や団体間のネットワークづくりのための交流機会や講習等、活動の活性化を進めます。

市民のボランティア意識の向上と担い手の育成のため、社協だよりやFacebookにおいて活動予定や実績をPRするとともに、子どもから高齢者まで幅広い年齢層がボランティアに関われるよう様々な事業や支援を行います。また、住民の多彩な才能を地域福祉活動やボランティア活動に生かせる環境づくりやコロナ禍でもできる活動内容の検討を進めます。

【 市民の取り組み 】

- ボランティア等の市民活動に関心を持ち、積極的に参加しましょう。
- 各種ボランティア団体・登録ボランティアに積極的に登録しましょう。
- ボランティアに必要な知識を身に付けるため、研修等に参加しましょう。

【 地域の取り組み 】

- 若者や団塊世代を対象にしたボランティア講座への参加を促進しましょう。
- ボランティア団体やNPO法人、住民活動団体などの活動を行っている各種団体間での情報交換を行きましょう。
- 地域行事等、地域住民が参加しやすい交流活動を実施しましょう。
- あらゆる世代が興味を持てるように、ボランティア活動の啓発を企画しましょう。

【 行政の取り組み 】

事業名	内容
ボランティアについての広報活動の推進	社協だより、ホームページ、SNS やボランティアまつりなどのイベントを通じて、より多くの人に関心を持ち、参加できるよう情報発信を実施します。

事業名	内容
ボランティア活動への支援	市社協ボランティアセンターにおけるネットワークづくりやその活動に対する支援を行うとともに、学校でのボランティア活動との連携を進めます。
専門ボランティア団体の育成・活用（再掲）	認知症サポーター、食生活改善推進員、愛育会員、子育てボランティア、防災指導員、高齢者等サポーターなど、ボランティア団体の増加を図り、積極的に活用するとともに、専門技能、知識を持った団体や個人がボランティアに関心を持ち、活動してもらえるように市社協と協働して情報発信を進めていきます。 上野原市地域防災リーダーとなった市民を対象にフォローアップ研修や上野原市地域防災リーダーネットワーク等の体制づくりに取り組み、防災リーダー同士のスキルアップや連携の強化に努めます。
元気な高齢者が活躍する環境の整備（再掲）	元気な高齢者が地域で活躍していくことを目指し、地域福祉を推進するボランティア等の養成・募集を行います。また、養成講座の開催などを行い、リーダー養成や新規ボランティアの確保に取り組みます。 さらに、ボランティア活動のPRとともに、個人ボランティアや民生委員・児童委員、ケアマネジャーなどとの連携により、ニーズの発見に努めて、ボランティア活動の活発化を図ります。
男女共同参画意識の普及	男性も女性も地域活動に等しく参画できるよう、男女共同参画社会の重要性や必要性について理解を深める意識啓発を推進します。

(3) サービスの質の向上と権利擁護

福祉による支援を必要とする人が、適切な福祉サービスを選択し、利用できるよう、サービス提供事業者に対する評価、指導、苦情に対する対応等を通じて、福祉サービスの質の向上に努めます。

一人ひとりの尊厳が保たれ、その人らしく生きられるよう、虐待防止対策や権利擁護の充実を図るとともに、成年後見制度を利用できる体制づくりを進め、成年後見制度の周知や利用促進を働きかけていきます。

【 市民の取り組み 】

○成年後見制度、日常生活自立支援事業、虐待防止や権利擁護についての正しい知識を身に付け、生活に活用していきましょう。

【 地域の取り組み 】

○事業者は、第三者評価の積極的な導入、利用者への情報開示、苦情事例からサービス改善につなげる仕組みの強化を進めましょう。

○区長会（自治会）などは、各種講座などを活用し、制度への理解を深めましょう。

【 行政の取り組み 】

事業名	内容
介護保険サービスの質の向上	高齢者が地域で安心して介護サービスを受けられるよう介護保険事業計画に沿って、介護予防・健康づくり施策の推進や質の高い介護サービスの提供に取り組んでいきます。
障害福祉サービスの充実	障がいの有無にかかわらず、あらゆる人がお互いを尊重しながら健康で安全・安心な暮らしを送れるよう、障害者基本計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画に沿って地域共生社会の実現に向けた各種支援サービスの提供に取り組んでいきます。
子育て支援の充実	令和4年度から子育て世代包括支援センターは新たに子ども家庭総合支援拠点を併設し、母子保健と児童福祉の分野が一体となって包括的に支援を行う体制をとって行く中で、地域と連携して利用しやすいサービスや社会資源の構築を図っていきます。
日常生活自立支援事業の推進	市社協が実施している認知症高齢者や知的障がい者・精神障がい者など判断能力が十分でない人に対する相談、福祉サービスの利用援助、金銭管理サービスなどを支援します。
虐待防止など人権に関する啓発の推進	高齢者虐待防止法、児童虐待防止法、障害者虐待防止法の趣旨について周知を行うとともに、市民には虐待の通知の義務を負うことの啓発や相談窓口の情報提供をしていきます。
虐待等への体制の整備	虐待の早期発見のためのチェック機能の強化と警察や医療機関、民生委員・児童委員などの関係機関・団体との連携強化を図り、速やかな連絡、連携体制の確立をめざします。
成年後見支援センターの機能強化	成年後見支援センターにおける、①広報②相談③利用促進④後見人支援の四つの機能強化や充実に努めることで、必要な人が必要な時に成年後見制度を利用できる体制づくりを推進します。
苦情解決制度の周知徹底	福祉サービスの苦情処理のために設置されている、県社会福祉協議会の福祉サービス運営適正化委員会について、市民への周知徹底に努め、苦情の解決を図ります。
自己評価制度の確立促進	福祉サービスの質を確保するため、各福祉サービス事業所の担当者会議を開催するとともに、福祉サービス提供者が自ら提供するサービスを評価する自己評価制度の導入を図ります。
福祉サービス第三者評価の普及	福祉サービス第三者評価の受審について事業者に働きかけていくとともに、市民にも第三者評価について周知していきます。

基本目標 4 安全・安心に暮らせる地域づくり

(1) 地域での防犯・防災体制の推進

災害時や緊急時においては、自助、共助による地域住民相互の支え合い・助け合いが重要であり、防災への意識を高めるとともに、地域での自主防災体制の強化を図ります。また、避難行動要支援者の把握と登録を促すとともに、支援体制を強化していきます。

さらに、高齢者や障がいのある方等が犯罪の被害にあわないよう、地域・学校・家庭等の連携による地域ぐるみの防犯活動を推進します。

【 市民の取り組み 】

- 地域住民の防災、防犯意識や自分たちで地域を守る意識を高めましょう。
- 地域の防犯防災活動へ積極的に参加しましょう。
- 災害時に備えて、平常時の地域の支え合い、助け合いに協力しましょう。
- 避難行動要支援者に積極的に登録しましょう。

【 地域の取り組み 】

- 地域での見回りなどにより犯罪を未然に防ぐ活動を実施しましょう。
- 消費者被害を防止するため、地域で情報を共有しましょう。
- 災害時における安否確認や避難誘導などが円滑に行えるよう、地域における支援体制を整備しましょう。

【 行政の取り組み 】

事業名	内容
高齢者等の見守り活動の推進（再掲）	地域で支援を必要とする人を早期に発見できるよう、近隣住民の日常生活における関係の強化や、民生委員・児童委員、区長会（自治会）や地域の事業所などの協力のもと、組織的な見守り活動、声かけ活動等を推進します。また、高齢者等サポーターの養成にも引き続き取り組んでいきます。
子どもの見守り活動の推進（再掲）	スクールガードなどによる学校の防犯対策や防犯灯の整備、防犯パトロール車の運用などにより、犯罪防止活動を一層強化します。 また、買い物時などの普段の見守り、ボランティアによる防犯パトロール、防犯ボランティア会議の開催、PTA補導部による見回りなど学校、PTA、地域の連携によるパトロール活動等の拡充や防犯団体の組織化を図ります。

事業名	内容
地域防災計画の推進	<p>「上野原市地域防災計画」に基づく、避難行動要支援者の把握、予防対策、支援体制の確立をめざします。避難行動要支援者の個別計画を作成するとともに、避難支援者についても自分たちの役割などの啓発に取り組みます。</p> <p>また、福祉施設等の予防対策、情報伝達・避難誘導・避難経路・避難場所対策、防火対策などを確立するよう指導します。</p>
要援護者支援体制及び地域防災体制等の確立	<p>「上野原市地域防災計画」に基づき、災害時に自力で避難できない避難行動要支援者の把握に努め、市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、区長会(自治会)等の協力のもとに避難所への避難誘導の支援を図ります。</p> <p>また、避難行動要支援者台帳システムの構築や避難行動要支援者の個別計画の作成により避難行動要支援者の支援体制を充実します。</p>
緊急通報システムの充実	<p>災害及び緊急事故の発生時における緊急通報体制の充実を図るとともに、救急時に必要な医療情報等を保管する「健康管理ふれあいキット」の配布や迅速・的確な活動のための関係機関との連携強化に努めていきます。</p>
地域の安全体制の推進	<p>市民の防犯思想の普及・啓発を図るとともに、防犯パトロールなど地域安全活動の体制の充実を図ります。</p> <p>また、火災から高齢者や障がいのある方を守る防火対策に取り組むとともに、関係機関と連携し、防火啓発に取り組みます。</p>
交通安全施設の整備	<p>緊急に交通の安全を確保する必要がある箇所から道路改良を実施し、より効果的な交通安全施設の整備を進めます。</p> <p>また、交通量を鑑みながら市内の歩道のバリアフリー化を進めます。</p>
消費生活への支援	<p>悪質商法や詐欺等の被害を未然に防ぐため、広報誌や市ホームページ等を活用した啓発事業を進めます。</p> <p>また、消費生活に関する相談窓口の機能強化を図るとともに、地域包括支援センターや民生委員・児童委員を中心に、高齢者をはじめとした要援護者への支援や未然防止に努めます。</p>
消費生活に関する情報提供	<p>消費者の啓発には、地域包括支援担当と連携して情報の共有、地域ケア会議、認知症支援部会での情報の共有を行い、消費生活の安全のため市民に回覧板や広報誌等で周知を図っていきます。</p>
感染症対策の推進	<p>日常生活や地域福祉活動において、新型コロナウイルス等の感染症に対して必要な情報提供、支援を行うとともに、感染症予防のための「新しい生活様式」を実践できるようその啓発に努めます。</p>

(2) 健康づくり・介護予防の推進

だれもが、住み慣れた地域でいつまでもいきいきと暮らし、地域の中で様々な活動に参加することができるよう、ライフステージや個人の心身の状態に合わせた健康づくり、生活習慣病や介護予防、心の健康づくり等に取り組みます。

【 市民の取り組み 】

- かかりつけ医を持ち、定期的な健康診査によって自身の健康状態を確認し、維持増進に努めましょう。
- 自らの技術や経験を活かし、生きがいを追求しましょう。

【 地域の取り組み 】

- 地域で声をかけ合う等、地域貢献や生きがいづくりに仲間同士で取り組みましょう。
- 保健・医療・福祉の各関係機関は協力し、適切な治療や支援につなぎましょう。

【 行政の取り組み 】

事業名	内容
地域での健康づくりの推進	上野原市健康増進計画に基づき、病気の発生を予防する「一次予防」を重視するとともに、生活習慣病予防、重症化予防など健康づくりに取り組もうとする個人や地域を支援する環境をつくります。また、保健衛生に関する情報提供、がん検診をはじめとする各種保健サービスの提供、各種健診（検診）の受診率の向上を図り、市の健康課題に即した健康づくり事業を展開します。
地域での介護予防の普及	広報「うえのはら」、パンフレット、市ホームページなどによる介護予防に関する情報の提供や、高齢者の集まる機会をとらえ、啓発を行っていきます。
高齢者の社会参加の推進	高齢者が主体的に社会活動・地域活動に参加し、自分の人生を豊かにすることができるよう、地域で展開される活動のメニューを多様化し、高齢者の多様なニーズに合わせ社会参加に対するバリアを解消し、高齢者の社会参加を促進していきます。

(3) 外出・移動の支援

公共交通機関や道路、施設等のハード面のバリアフリー化に取り組むとともに、市民の意識向上等のソフト面のバリアフリー化である「心のバリアフリー」も促進していきます。

また、高齢化の進行や社会情勢が変化する中、移動や買い物、通院の支援などの福祉ニーズに対応したサービスの創出に努めます。

【 市民の取り組み 】

- 身近な場所で歩きづらいところ、危険に感じるところを点検し、関係機関に知らせましょう。
- 車いす使用者用駐車施設等を障がいのある方等が適正に利用できるように心がけましょう。また、点字ブロックへの駐輪等はやめましょう。
- お困りの方を見かけたら声がけをしてみましょう。

【 地域の取り組み 】

- 身近な場所で歩きづらいところ、危険に感じるところを点検・共有し、安全確保に努めましょう。
- 地域で交通安全活動に取り組みましょう

【 行政の取り組み 】

事業名	内容
公共施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化の推進	障がいの有無や年齢にかかわらず誰もが利用しやすい施設となるよう、公共施設のバリアフリー化の推進を図るとともに、計画段階からの歩行空間のユニバーサルデザイン化を検討していきます。併せて、心のバリアフリーの普及・啓発に関する取り組みを推進します。 歩道・道路の段差解消や安全な道路交通環境を整備し、障がいのある方の歩行の安全確保、事故防止を図ります。 また、公園等のバリアフリー化を推進するとともに、障がいのある方が利用しやすいトイレの設置に努めます。
民間建築物の整備改善の促進	不特定多数の市民が利用する商業施設や銀行、病院などの民間建築物を中心としたバリアフリー化に取り組むとともに、ユニバーサルデザイン化の促進を図ります。
移動支援・社会参加事業の充実	障がいのある方向けのサービスとなる重度訪問介護、同行援護のほか、コミュニケーション支援事業を推進します。 また、日常生活を営むのに支障のある在宅の要介護者に対し、移送サービスを実施し、病院受診等に伴う交通不便の解消や、自立支援の促進を図ります。

事業名	内容
デマンドタクシーの運用	予約のあった時だけ運行するデマンド式タクシーについて、停留所の増設等、改良を加えながら、市民が使いやすい交通手段として取り組みを進めます。
高齢者等移送サービスの継続	市社協に委託して実施している移送サービスが継続できるよう支援していきます。



計画の推進

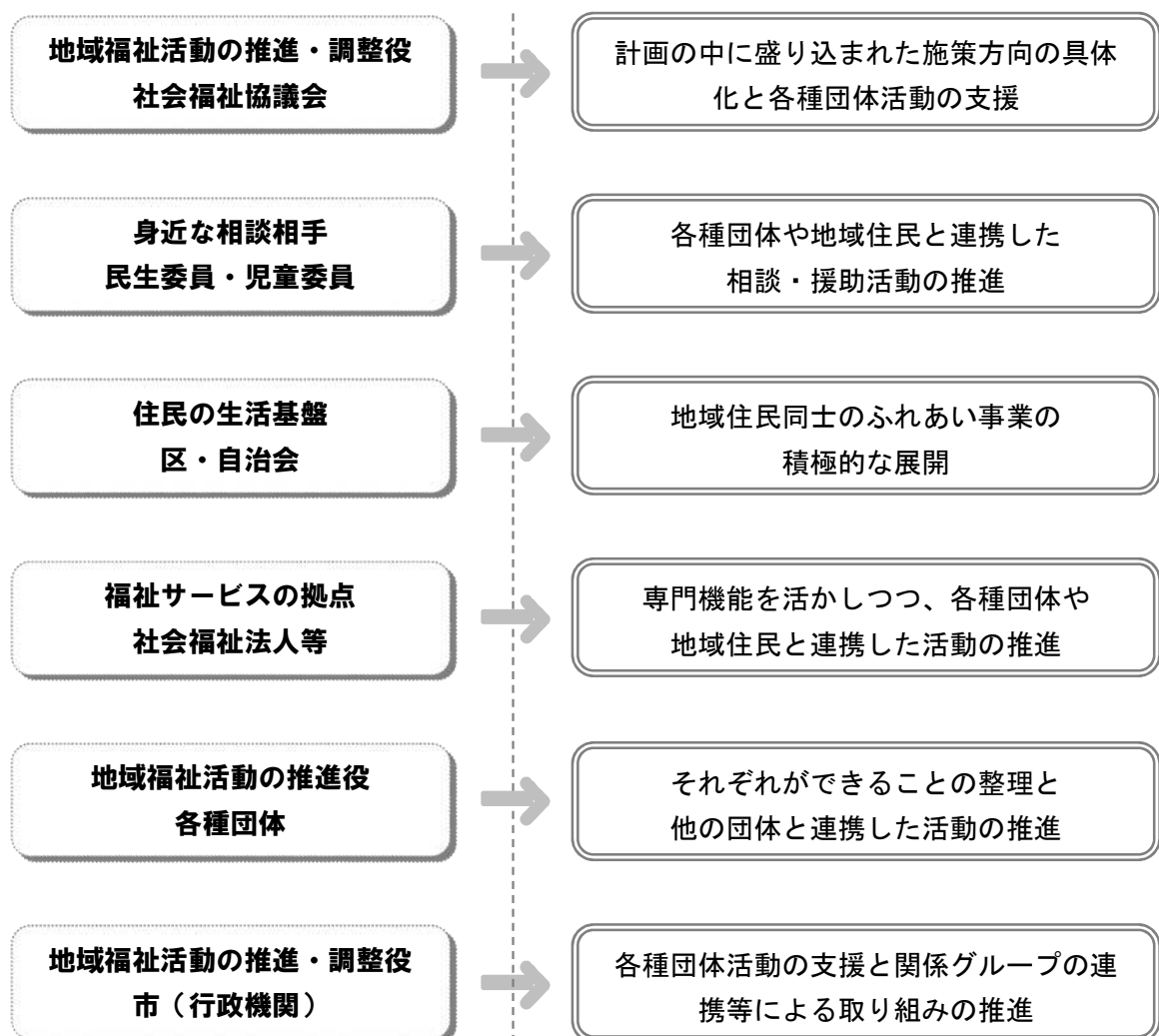
1 各種団体・行政の地域福祉への積極的な参加

本計画は、地域福祉の将来像の実現をめざして、市民と行政が協働で取り組むべきものです。

わたしたち市民一人ひとりが地域のことに関心を持ち、地域福祉の活動に積極的に参加していくことは勿論ですが、地域で活動している各種団体、そして行政が、地域福祉の推進に積極的にかかわることが求められます。

そこで、計画の推進にあたっては、次のような役割分担で各種団体がそれぞれ、具体的にできることは何かを話し合い、できることから着実に実践していきます。

[各種団体の役割分担]



2 地域福祉の推進・調整役

本計画の推進・調整役として、市（行政機関）と市社協は次に示すような取り組みを進め、地域福祉推進の先導役を果たします。

（１）市（行政機関）

地域福祉の積極的な推進において重要な役割を担うのは、市民や関係団体等の自主的な取り組みですが、その自主性の発揮を様々なかたちで支援するためには、市をはじめとする行政機関の地域福祉における推進・調整の役割が重要です。

また、市の施策の推進にあたっては部門を超えた連携が必要なことから、他部局との庁内調整を綿密に行い、計画に基づく事業の進捗状況を確認しながら着実な事業推進に努めるとともに、市の関係部局が各々の事業などにおいて、地域福祉の視点に立った取組を進めていくように、全庁的な推進を図っていきます。

（２）市社協（上野原市社会福祉協議会）

市社協は、今回の計画の根拠法である社会福祉法において、地域福祉の推進を図る中核として位置づけられています。

社会福祉協議会は地域福祉を進めることを使命とし、市民が抱えている様々な生活上の要望を地域全体の要望としてとらえ、みんなで考え、話し合い、協力して解決を図る、心ふれあう「福祉のまちづくり」を進めることを目的とした組織です。

このため、市社協は地域福祉の具体的な活動の推進計画「上野原市社会福祉協議会地域福祉活動計画」を作成し、本計画の推進役を担うとともに、その推進において市民や各種団体、行政との調整役として大きな役割を担うものです。

地域福祉の推進にあたっては、より細やかな地域での活動を活発化する必要があります。

3 計画の周知

本計画の内容については、市ホームページに掲載し、広く市民への周知を図ります。また、計画に基づいて行われる住民主体の福祉活動や関係機関・団体による地域福祉の取り組みについても、広報誌や市ホームページを通じて紹介し、地域福祉に対する市民の関心や活動参加の促進を図ります。

4 評価・進捗管理

本計画の着実な実行に努めるため、計画の進捗状況・実績について把握し、必要に応じて当該施策・事業の必要性などについて関係機関と協議します。さらに、社会情勢の変化やニーズの変化に伴う新しい課題に対応するため、PDCAサイクルに基づき各施策について点検や評価を行い、効果的な計画となるように努めていきます。

PDCAサイクルのイメージ

